

●香川県告示第330号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成27年香川県告示第284号（以下「告示」という。）で公示した区画漁業及び共同漁業について、平成27年11月1日次のとおり免許した。

平成27年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 漁業の種類

- (1) 免許番号区第888号 第一種区画漁業
- (2) 免許番号共第359号 第二種共同漁業

2 免許番号 別表のとおりとする。

3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。

4 免許の存続期間

- (1) 免許番号区第888号 平成27年11月1日から平成30年12月31日まで
- (2) 免許番号共第359号 平成27年11月1日から平成35年12月31日まで

5 制限又は条件 告示のとおりとする。

6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁業権者	
		氏名又は名称	住所
区第888号	区1	引田漁業協同組合	東かがわ市引田2661番地44
共第359号	共1	東讃漁業協同組合連合会	東かがわ市三本松2251番地2